



答申第949号
令和3年6月28日

公立大学法人神戸市看護大学
理事長 北 徹 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和3年6月28日付け神看経第140号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 在宅療養中の慢性疾患患者を対象に、オンライン疾病管理アプリを活用して、患者が自宅で計測した血圧、脈拍、体重、血糖値などの健康情報を収集して、定期的にオンラインで看護師や医師等が確認し、必要に応じた早期受診勧奨や日常生活上の指導等を行うことは、慢性疾患患者の重症化予防に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る
個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 949

◎は条例第7条第3項に該当

【健康に関するオンライン相談事業を実施するうえで、取得する個人情報】

1. 疾患管理（遠隔モニタリング）において取得が必須である情報【必須情報項目】
 - ・ ID 番号
 - ◎ 血圧値
 - ◎ 脈拍値
 - ◎ 症状の有無
2. 相談内容に応じて取得する情報【相談に応じて取得する情報項目】
疾患管理（遠隔モニタリング）において必要に応じて取得する情報
 - ◎ 体重値
 - ◎ 血糖値
 - ◎ 酸素飽和度値
 - ・ 歩数
 - ◎ 体温
 - ◎ 消費カロリー
 - ◎ 水分摂取量
 - ◎ 尿量
 - ・ 飲酒量
 - ・ 食事内容（写真も含む）
3. 紙面上で取得する情報【患者および医療機関から取得する情報項目】
 - ・ 氏名
 - ・ 生年月日
 - ・ 電話番号
 - ・ 住所
 - ◎ 病歴
 - ◎ 検査データ（採血データ，レントゲン，エコーなどの結果）